

令和元年

8月総会（定例農業委員会）

議 事 録

土佐市農業委員会

## 令和元年8月総会（定例農業委員会）議事録

1. 開催日 令和元年8月30日（金） 午後1時30分開会
2. 開催場所 土佐市防災センター1階 大会議室
3. 出席状況

(1) 委員

①出席

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	池田 修	7	小松 弘知	13	尾崎 哲人	19	野村 学
2	矢野 進一	8	坂本 英幸	14	白木 正雄	20	西原 博明
3	岡林 弘	9	森岡 正典	15	山本 倫弘	21	野中 文代
4	野瀬 喜代	10	久保 恵敬	16	野瀬 泰廣	22	矢野 泰幸
5		11		17	市原 正一	23	横山 秀臣
6	玉木 正人	12	森田 昭司	18		24	馬場 善広

②欠席

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	石元 博昭				
11	門田ゆかり				
18	森岡 大信				

(2) 事務局職員

局長 石元 一成  
次長 中村 幸博  
田村 莉歩

4. 議事目録

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書審査の件	7件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請書審査の件	4件
議案第3号	非農地証明願承認の件	5件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等に関する件	3件
議案第5号	土佐市農業振興地域整備計画の変更に関する件	
議案第6号	農地の形状変更指導要綱（案）に関する件	

会 長

定刻になりました。それでは、ただ今から令和元年土佐市農業委員会8月定例会を開催いたします。現在の出席委員数21名、よって委員会は成立いたしました。

これより日程に入ります。会議規則第19条の規定により、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員に12森田昭司委員、13番尾崎哲人委員、兩名を指名いたします。

議案書につきましては、委員の皆さんには予め配布をさせていただきますので、議長の説明を省き、事務局から内容についての説明をいたします。事務局次長。

事務局次長

はい。それではご説明します。本日審議頂く議案は、

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審査の件 7件、

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審査の件 4件、

議案第3号 非農地証明願承認の件 5件、

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等に関する件 3件、

議案第5号 土佐市農業振興地域整備計画の変更に関する件、

議案第6号 農地の形状変更指導要綱(案)に関する件、

以上となります。

会 長

それでは、本日農地法第5条の関係でお越しをいただきました皆様方に一言ご挨拶申し上げます。昼間の大変お忙しい時間帯にかかわりもせず、わざわざご出席をいただきまして本当にありがとうございます。ただいまから、皆様方の方からご提出をいただいております案件について順をおって審議をさせていただきますが、その審議の過程において議長もしくは委員の方から質問等ありましたときには、明確なお答えをいただきますようよろしくお願い致します。なお、本日決定になりましても最終決定ではございません。許可権者は高知県知事でございます。県は現地調査を含む県独自の調査を行いましてそのうえで許可妥当というものに対しましては、当委員会の事務局をとおして皆様方に許可書が届くことになっております。許可書が届きますまでは、無断転用の扱いとなりますので作業しないようご注意くださいようお願いを申し上げます。それでは議事に入りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局次長

はい。それでは議案第1号農地法第5条の番号29の申請人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん兩名の代理人、〇〇〇〇さんは、そのままお残りいただきまして、残りの方は順番が来ましたらお呼びしますので、しばらく別室でお待ちくださいますようお願いいたします。

会 長

それでは、議事に移ります。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書審査の件、番号29を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長

はい。それでは、出席者の確認をいたします。議案第1号農地法第5条の番号29の申請人で貸人「〇〇〇」さんと、借人「〇〇〇〇」さんの代理人で「〇〇〇」さん。

申 請 人

はい。

事務局次長

はい、申請者の出席が確認できましたので、ご説明します。

1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書



ており、全部事項証明書に共有者もいないことから転用の妨げとなる権利をもつ者が存在しないため、該当しない。次に『許可後遅滞なく事業の用に供する見込みがない場合には、許可することができない。』については、申請書の転用計画の事業の操業期間又は施設の利用期間に「許可日から」と記載されているため、許可後遅滞なく事業の用に供すると考え、該当しない。次に『申請地に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みがない場合には、許可することができない。』については、事業計画書、土地利用計画図等により、申請地と一体利用する申請地〇側の〇〇〇〇の雑種地は貸人が所有する土地であり、土地の通行承諾も得られているため、一体利用はされるものと判断し、該当しない。

次に『適正な面積と認められない場合には、許可することができない。』については、事業計画書及び土地利用計画図により必要最小限の面積であると考え、該当しない。次に『宅地造成、分譲を目的とするものである場合には、許可することができない。』については、申請書、事業計画書、平面図等により「太陽光発電施設」であると考え、該当しない。第4号の許可基準『周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』については、周囲に他人が所有する農地の所有者からは全て同意が得られており、問題無いと判断し、該当しない。次に第5号の許可基準『一時転用での所有権の移転、一時転用で、利用後確実に農地に復元されると認められない場合には、許可することができないこと』については、申請書の転用計画の利用期間が「永久年間」、事業計画書の申請地を必要とする理由から申請地は一時転用ではないと考え、該当しない。以上から、申請書・添付書類を審査した結果すべての項目に適合すると判断し、許可相当地であると考えております。以上で説明を終わります。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。申請者の方に確認をさせていただきます。農地法第5条、番号29の申請者で貸人の〇〇〇〇さん、借人の〇〇〇〇さん両名の代理人、〇〇〇〇さん。先ほどの事務局の説明に間違いございませんか。

申 請 人 はい、間違いございません。

会 長 間違いないということでございますので、地元委員さんのご意見をお願いします。

山本委員 15番山本です。隣接した農地の同意を得られているので、問題無いと思います。よろしくお願いします。

会 長 はい、それでは他の委員さんのご意見をお願いします。

委 員 (異議無しという多数意見あり)

会 長 異議なしでお諮りをします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の件、番号29について申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議無しという多数意見あり)





んか。

申 請 人

はい、間違いございません。

会 長

間違いがないということですので、地元委員さんのご意見をお願いします。

久 保 委 員

10番久保です。先ほどの事務局からの説明通りでございまして、別に問題無いと思います。よろしくお願いします。

会 長

はい、それでは他の委員さんのご意見をお願いします。

委 員

(異議無しという多数意見あり)

会 長

異議なしでお諮りをします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の件、番号30について申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議無しという多数意見あり)

会 長

異議無しで決定になりました。続いて、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書審査の件、番号31を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長

はい。それでは、まず出席者の確認をいたします。議案第1号農地法第5条の番号31の申請人で貸人、借人「〇〇〇〇」さんの代理人でもあります「〇〇〇〇」さん。

申 請 人

はい。

事務局次長

はい、申請者の出席が確認できましたので、ご説明します。

11ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書審査の件、番号31、申請人、貸人「〇〇〇〇」さん、住所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、職業「〇〇〇」。借人「〇〇〇〇」さん、所在地「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、職業「〇〇〇」。申請地の所在、「土佐市高岡町字三島ノ前乙〇〇〇〇〇〇、同所字同乙〇〇〇〇〇〇」、登記地目は全て「田」、現況地目は全て「畑」、面積は「190㎡」、「73㎡」、2筆合計で「263㎡」、利用状況は「野菜」、所有権以外の使用収益権が設定されている場合の欄は「なし」、農地基本台帳の耕作者名は、「〇〇〇〇」さん、農振法の農用地区域は、「農用地区域外」、農地区分につきましては「第3種農地」と判断しております。

転用の目的は「進入路、資材置き場、駐車場」とするため、権利を設定し、又は移転をしようとする理由の詳細は「娘婿の事業用資材置き場として使用貸借を結ぶ。」、事業の操業期間又は施設の利用期間は「許可日から50年間」、工事計画は「許可日から1ヶ月」、権利の種類等は「使用貸借権設定」、資金計画は「整地費〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円。資金は「全額自己資金」、過去の違反転用の有無及び始末書の提出状況については「有り」となっており、申請者から提出されております始末書

を読み上げます。始末書、「転用申請地の現況は、一部に事業用の資材を置いていますが、従前の置き場に置くことができなくなり仮の置き場としておりました。使用前に転用申請でしたが後回しとなりました。以後、このような事の無き様充分注意いたします。」とのことです。12ページをご覧ください。申請地と一体利用する土地は「なし」。申請地を必要とする理由(面積の必要性)は「借人は、申請地の〇隣に居住しながら〇〇〇〇〇〇〇を営んでおり、自宅周辺で工事用の資材置き場を確保するため、貸人である〇に相談し理解が得られたので、当該申請地を選定した。当該申請地には車両5台分の駐車スペース、型枠や鉄筋等の置き場を、また、車両や資材の搬入時の作業スペースを確保するため、別紙土地利用計画図に記載のとおり申請地の面積が必要。」との事です。

次に14ページの土地利用・排水計画図と合わせてご覧ください。進入路計画は「申請地西側の市道から進入する。」。造成計画は「なし。」、整地計画は「全体に碎石(厚さ約5cm)を敷き整地する。」。排水処理計画は、「生活排水は、なし。雨水は、基本は自然浸透とし、大雨時は申請地南側の既存水路へ排水する。」。被害防除計画につきましては、15ページの周囲の状況図と合わせてご覧ください。「〇は宅地、○は市道を挟んで同意のある農地、○は水路を挟んで同意のある農地、○は、市道を挟んで宅地」となっています。13ページにお戻りください。場所につきましては、高岡三島通地区で、三島神社の南西側約60mとなります。

次に、許可基準に基づきます、事務局の考えをご報告いたします。

許可基準の農地区分の立地基準につきましては、申請地は、農業振興地域の農用地ではなく、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であることから、第3種農地に該当すると考えております。なお、申請地は第3種農地に該当しますので申請地は、他の土地をもって代えることが出来ないと判断し、許可相当地であると考えております。

次に、農地法第5条第2項の一般基準について、項目ごとにご説明します。まず、第3号の許可基準『譲渡人に資力及び信用があると認められない場合には、許可することができない。』については、申請書、事業計画書等を確認し、資力は問題ないと判断しておりますが、信用については、申請地の一部は既に進入路として使用されている現状から、信用については該当しますが、申請者から始末書が提出されており反省の意思は確認できます。

次に『申請地について転用の妨げとなる権利をもつ者の同意を得ていない場合には、許可することができない。』については、農地基本台帳は貸人が耕作者となっており、全部事項証明書に共有者もないことから転用の妨げとなる権利をもつ者が存在しないため、該当しない。次に『許可後遅滞なく事業の用に供する見込みがない場合には、許可することができない。』については、申請書の転用計画の事業の操業期間又は施設の利用期間に「許可日から」と記載されているため、許可後遅滞なく事業の用に供すると考え、該当しない。次に『申請地に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みがない場合には、許可することができない。』については、事業計画書、土地利用計画図等により、申請地と一体利用する土地は無いと判断し、該当しない。次に『適正な面積と認められない場合には、許可することができない。』については、事業計画書及び土地利用計画図により必要最小限の面積であると考え、該当しない。次に『宅地造成、分譲を目的とするものである場合には、許可することができない。』については、申請書、

事業計画書、平面図等により「進入路、資材置き場、駐車場」であると考え、該当しない。第4号の許可基準『周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』については、周囲に他人が所有する農地全て同意が得られており、問題無いと判断し、該当しない。次に第5号の許可基準『一時転用での所有権の移転、一時転用で、利用後確実に農地に復元されると認められない場合には、許可することができないこと』については、申請書の転用計画の利用期間が「50年間」、事業計画書の申請地を必要とする理由から申請地は一時転用ではないと考え、該当しない。以上から、農地法第5条第2項の一般基準の一部に該当することから、慎重な議論が必要と考えておりますので、よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。申請者の方に、確認をさせていただきます。議案第1号農地法第5条の番号31の申請人で貸人、借人「〇〇〇〇」さんの代理人でもあります「〇〇〇〇」さん。先ほどの事務局の説明に間違いございませんか。

申 請 人 はい、間違いございません。

会 長 間違い無いということでございますので、地元委員さんのご意見を申し上げます。

事務局次長 石元委員さんの担当になろうかと思いますが、本日欠席されていますので、この件につきまして、始末書も提出されており計画自体は特に問題無いということで事務局の方に意見を頂いております。ご報告させていただきます。

会 長 はい、それでは他の委員さんのご意見を申し上げます。

委 員 (異議無しという多数意見あり)

会 長 異議なしでお諮りをします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の件、番号31について申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議無しという多数意見あり)

会 長 異議無しで決定になりました。続いて、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書審査の件、番号32を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、出席者の確認をいたします。議案第1号、農地法第5条の番号32の申請人で譲渡人「〇〇〇〇」さん、譲受人「〇〇〇〇」さん両名の代理人の「〇〇〇〇」さん。

申 請 人 はい。

事務局次長 はい、申請者の出席が確認できましたので、説明します。



がない場合には、許可することができない。』については、申請書の転用計画の事業の操業期間又は施設の利用期間に「許可日から」と記載されているため、許可後遅滞なく事業の用に供すると考え、該当しない。次に『申請地に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みがない場合には、許可することができない。』については、事業計画書、土地利用計画図等により、申請地と一体利用する土地は無いと判断し、該当しない。次に『適正な面積と認められない場合には、許可することができない。』については、事業計画書及び土地利用計画図により必要最小限の面積であると考え、該当しない。次に『宅地造成、分譲を目的とするものである場合には、許可することができない。』については、申請書、事業計画書、平面図等により「駐車場及び漁具作業場」であると考え、該当しない。

第4号の許可基準『周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』については、周囲に他人が所有する農地は無く、問題無いと判断し、該当しない。次に第5号の許可基準『一時転用での所有権の移転、一時転用で、利用後確実に農地に復元されると認められない場合には、許可することができないこと』については、申請書の転用計画の利用期間が「永久年間」、事業計画書の申請地を必要とする理由から申請地は一時転用ではないと考え、該当しない。以上から、申請書・添付書類を審査した結果すべての項目に適合すると判断し、許可相当地であると考えております。なお、申請地への進入及び雨水排水の処理等において必要とする占用許認可は無く、特に問題はないと考えます。以上で説明を終わります。

会 長                    はい、事務局の説明が終わりました。申請者の方に、確認をさせていただきます。議案第1号、農地法第5条の番号32の申請人で譲渡人「〇〇〇〇」さん、譲渡人「〇〇〇〇」さん兩名の代理人の「〇〇〇〇」さん。先ほどの事務局の説明に間違いございませんか。

申 請 人                はい、間違いございません。

会 長                    間違いがないということでございますので、地元委員さんのご意見をお願いします。

山本委員                15番山本です。先ほどの事務局の説明通り、四方を宅地に囲まれており、陰になったりするので農地としては不向きだと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長                    はい、それでは他の委員さんのご意見をお願いします。

委 員                    (異議無しという多数意見あり)

会 長                    異議なしでお諮りをします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の件、番号32について申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員                    (異議無しという多数意見あり)



24ページにお戻りください。排水処理計画は「生活排水は、区画毎に設置する合併浄化槽で浄化した後、新設する道路側溝に排水し、その後は申請地に隣接する西側既存水路へ放流する。雨水は、宅地内は自然浸透とし、道路路面は、新設する道路側溝に排水し、その後は申請地に隣接する西側既存水路へ放流する。」となっています。

被害防除計画につきましては、27ページの周囲の状況図と合わせてご覧ください。

○は水路及び里道を挟んで宅地並びに譲渡人が所有する農地、○は排水路及び市道を挟んで鎌田井筋、○は宅地及び同意のある農地、○は宅地及び雑種地となっており、隣接する農地からは、全て同意が得られております。23ページにお戻りください。場所につきましては、高岡町野田地区で、高岡第一小学校の北側約250mの場所となっております。

続きまして、許可基準に基づきます、事務局の考えを報告いたします。

許可基準の農地区分の立地基準につきましては、申請地は、農業振興地域の農用地ではなく、市役所から1kmの範囲内にある農地であることから、第2種農地に該当すると考えておりますが、事業計画の内容から判断し、許可相当であると考えております。

次に、農地法第5条第2項の一般基準について、項目ごとにご説明します。まず、第3号の許可基準『譲渡人に資力及び信用があると認められない場合には、許可することができない。』については、申請書、事業計画書等を確認し、これまでに違反転用及び始末書の提出はありませんが、資金に関しては、現在金融機関からの融資を受けるための手続き中とのことであり、本日までに、融資証明書等の書類はまだ提出されておられませんので、事務局からは、融資の承諾等が下り次第、その証拠書類を提出するよう求めています。次に『申請地について転用の妨げとなる権利をもつ者の同意を得ていない場合には、許可することができない。』については、農地基本台帳は譲渡人が耕作者となっており、全部事項証明書に共有者もいないことから転用の妨げとなる権利をもつ者が存在しないため、該当しない。次に『許可後遅滞なく事業の用に供する見込みがない場合には、許可することができない。』については、申請書の転用計画の事業の操業期間又は施設の利用期間に「許可日から」と記載されているため、許可後遅滞なく事業の用に供すると考え、該当しない。次に『申請地に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みがない場合には、許可することができない。』については、事業計画書、土地利用計画図等により、申請地と一体利用する土地は無いと判断し、該当しない。次に『適正な面積と認められない場合には、許可することができない。』については、事業計画書及び土地利用計画図により必要最小限の面積であると考え、該当しない。次に『宅地造成、分譲を目的とするものである場合には、許可することができない。』については、申請書、事業計画書、平面図等により「建売分譲住宅建築」であると考え、該当しない。第4号の許可基準『周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』については、周囲に他人が所有する農地の所有者からは全て同意が得られており、問題無いと判断し、該当しない。次に第5号の許可基準『一時転用での所有権の移転、一時転用で、利用後確実に農地に復元されると認められない場合には、許可することができないこと』については、申請書の転用計画の利用期間が「永久年間」、事業計画書の申請地を必要とする理由から申請地は一時転用ではないと考え、該当しない。以上から、事務局としては、事業資金の確保面以外は問題無いものと判断しており、融資を受けることを条件に許可相当と判断しています。以上で説明を終わります。









ため、第2種農地に該当すると考えておりますが、事業計画の内容から判断し、許可相当であると考えております。

次に、農地法第5条第2項の一般基準について、項目ごとにご説明します。まず、第3号の許可基準『譲渡人に資力及び信用があると認められない場合には、許可することができない。』については、申請書、事業計画書等を確認し、これまでに違反転用及び始末書の提出もないことから、資力及び信用があると考え、該当しない。

次に『申請地について転用の妨げとなる権利をもつ者の同意を得ていない場合には、許可することができない。』については、農地基本台帳は賃貸人が耕作者となっており、全部事項証明書に共有者もないことから転用の妨げとなる権利をもつ者が存在しないため、該当しない。次に『許可後遅滞なく事業の用に供する見込みがない場合には、許可することができない。』については、申請書の転用計画の事業の操業期間又は施設の利用期間に「許可日から」と記載されているため、許可後遅滞なく事業の用に供すると考え、該当しない。次に『申請地に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みがない場合には、許可することができない。』については、事業計画書、土地利用計画図等により、申請地と一体利用する土地は無いと判断し、該当しない。次に『適正な面積と認められない場合には、許可することができない。』については、事業計画書及び土地利用計画図により必要最小限の面積であると考え、該当しない。次に『宅地造成、分譲を目的とするものである場合には、許可することができない。』については、申請書、事業計画書、平面図等により「太陽光発電施設設置」であると考え、該当しない。

第4号の許可基準『周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』については、先ほどご説明のとおり、隣接農地の〇〇〇〇から示されております同意の条件で「隣接農地から3m以上離すこと。」につきましては、申請者から提出いただきました土地利用計画図の縮尺が500分の1であり、図面をこの縮尺で図ったところ、最短部分でも3mを少し越えている図面となっていることを確認しておりますので、同意の条件を満たした計画となっておりますので、問題無いと判断し、該当しない。次に第5号の許可基準『一時転用での所有権の移転、一時転用で、利用後確実に農地に復元されると認められない場合には、許可することができないこと』については、申請書の転用計画の利用期間が「20年間」、事業計画書の申請地を必要とする理由から申請地は一時転用ではないと考え、該当しない。以上から、申請書・添付書類を審査した結果すべての項目に適合すると判断し、許可相当地であると考えております。

会 長

はい、事務局の説明が終わりました。申請者の方に確認をさせていただきます。農地法第5条の番号35の申請人で賃貸人「〇〇〇〇」と、賃借人「〇〇〇〇」とさん両名の代理人「〇〇〇〇」とさん。先ほどの事務局の説明に間違いございませんか。

申 請 人

はい、間違いございません。

会 長

間違いがないということでございますので、地元委員さんのご意見をお願いします。

森田委員

12番森田です。先ほど事務局が説明しました通り、〇〇さんの同意ももらえた



農地法第32条第1項各号の(遊休農地)及び、農地法第51条第1項各号の(違反転用)には「該当しない。」。

40ページに移り、1-2権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況は、

(1) 作付(予定)作物・作物別の作付け面積は「耕作計画書」のとおり、

(2) 大農機具は、所有で「軽四トラック2台、トラクター1台、草刈り機4台、管理機2台、トップカー1台」。

(3) 農作業に従事する者①権利を取得しようとする者が個人である場合の農作業経験等の状況は「農作業歴20年」、②世帯員等その他常時雇用している労働力(人)は「現在1人、農作業歴:050年。」、③臨時雇用労働力(年間延人数)は「記載無し。」、④①~③の者の住所地、拠点となる場所等から許可を受けようとする土地までの平均距離又は時間は「①、②者 0.2km、5分」と記載されております。

41ページの、耕作計画書の記載事項については、

【耕作計画書】現在耕作している農地の経営状況は自作地のみで「水稻」(田:1, 125㎡)、「文旦」(田:2, 639㎡、畑1, 832㎡)、「管理地」(田393㎡)で、今回申請している農地の耕作計画は「野菜:71.3㎡」「小夏:568㎡」「みかん:409㎡」となっております。

【農地法第3条第2項第7号関係】についてはすべて「いいえ」と記載されております。その他の欄は記載されておられません。42ページをご覧ください。

【農地法第3条第2項第2号関係】と【農地法第3条第2項第3号関係】は記載されておられません。【農地法第3条第2項第4号関係】の4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況については、

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名は「〇〇〇さん、〇〇さん」、(2) 年齢は「〇〇歳、〇〇歳」、(3) 主たる職業は「農業・農業」、(4) 権利取得者との関係「〇〇・〇」、(5) その者の農作業への従事状況は、①その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間は「1月~12月」、②その者が農作業に常時従事する期間も「1月~12月(〇〇300日・〇200日)」。

【農地法第3条第2項第5号関係】5-1権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況は、(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計は、議案書には権利を有する農地の面積を「5,989㎡」と記載していますが、正しくは「5,596㎡」となり、権利を取得しようとする農地の面積は「1,048.3㎡」で、合計は、議案書には「7,037.3㎡」と記載されておりますが、正しくは「6,644.3㎡」となります。大変申しわけございませんが、訂正をお願いします。5-2権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)と、43ページに移り【農地法第3条第2項第6号関係】は記載されておられません。

【農地法第3条第2項第7号関係】は「耕作計画書」のとおりと記載されており、その耕作計画書の4の設問については周囲農地への影響についてすべて「いいえ」と記載されております。【農地法第3条第3項第2号関係】と【農地法第3条第3項第3号関係】は記載されておられません。

場所につきましては、44ページに掲載していますが、北原所谷地区で北原小学校の東側約280mとなっております。以上で説明を終わります。

会 長

それでは、地元委員さんのご意見をお願いします。

岡 林 委 員

3番岡林です。事務局の説明通りで、耕作放棄地がありましたが、今回草を刈って、木とか竹もだいぶん生えてましたが、耕作できる状態になってますので、どうかよろしくお願いします。

会 長

はい。地元委員からの報告が終わりました。引き続き、事務局から農地法第3条の審査基準に基づく、提出書類による審査について報告を求めます。

事務局次長

はい。それでは、農地法第3条第2項各号に規定する審査基準について、項目ごとにご説明します。

まず、農地法第3条第2項第1号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において、耕作に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合には、許可することができない。』ことについては、農地法第3条の規定による許可申請書(別添)の1-1に記載の農地面積と農地基本台帳の農地面積が「5, 596㎡」で一致し、申請地の面積が「1, 048. 3㎡」であるため、耕作に供すべき農地のすべては「6, 644. 3㎡」で一致し、現地調査により申請地は農地であり、耕作可能である。農地法第3条第2項第1項各号及び農地法第5条第1項第1項各号に該当する農地は存在しません。(別添)1-2の(1)及び耕作計画書に耕作状況が記載されており、すべての農地を耕作すると認められる。(別添)1-2の(2)の記載事項により、1-2の(1)に記載されている作物を耕作するための農機具を所有していると認められる。1-2の(3)の記載事項により、申請地は住所地から近く、農作業に従事する者の数及び農作業経験については適当である。以上のことから、耕作に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項第1号には該当しないと考えます。

次に、農地法第3条第2項第2号の審査基準『農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合には、許可することができない。』ことについては、申請書の譲受人の氏名が個人名で、(別添)の2にも記載がされていないため譲受人は法人ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第3号の審査基準『信託の引受けにより権利が取得される場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の3に記載がされていないため、信託の引受けにより権利が取得される申請ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第4号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の4及び耕作計画書の3家族構成欄の記載事項により、一年間の農作業従事日数が150日以上であり農作業に常時従事すると認められるため、該当しないと考えます。

農地法第3条第2項第5号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等の取得後の合計農地面積が下限面積を下回る場合には、許可することができない。』ことについては、権利取得後において耕作の事業に供するの農地の面積の合計は、「6, 644. 3㎡」となり、土佐市の下限面積4, 000㎡以上となるため、該当しないと考えます。

農地法第3条第2項第6号の審査基準『農地等につき所有権以外の権限に基づいて耕作を行う者がその土地を貸し付け又は質入れしようとする場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の6に記載がされておらず、全部事項証明書及び農地基本台帳の照合により申請地は譲渡人所有の土地であり貸借もないことから、

所有権以外の権限に基づいて耕作を行う者がその土地を貸し付け又は質入れしようとする場合の申請ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第7号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の7及び耕作計画書の4の記載事項、現地調査により周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと考え、該当しません。

以上が審査基準すべての項目別の判断及びその根拠であり、審査基準のいずれにも該当しないと考えますので審査をよろしく願います。

会長 はい、それでは他の委員さんのご意見を願います。

委員 (異議無しという多数意見あり)

会長 異議なしでお諮りをします。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の件、番号16について申請通り承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議無しという多数意見あり)

会長 異議無しで決定になりました。

続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書審査の件、番号17を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局次長 それでは、45ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書審査の件、番号17を説明します。貸人「〇〇〇〇」さん、「〇〇歳」、住所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、職業「〇〇」。借人「〇〇〇〇」さん、年齢「〇〇歳」、住所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、職業「〇〇〇兼農業」。申請地の所在は「土佐市甲原字大向〇〇〇〇〇他1筆」、登記簿地目はともに「田」、現況地目はともに「畑」、面積は2筆合計で「1,416㎡」、対価・賃料等の額、所有権以外の使用収益権が設定されている場合の欄は「なし」、農地基本台帳の耕作者名は「〇〇〇〇」さん、権利を移転しようとする時期と、土地の引渡しを受けようとする時期は「令和〇年〇月〇日」、契約の期間は「令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日」、権利を移転しようとする契約の種類は「使用貸借権設定」です。46ページご覧ください。

【農地法第3条第2項第1号関係】については、1-1権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有するの農地及び採草放牧地の利用状況については、所有地は「自作地7,696㎡(田:3,795㎡、畑:3,901㎡)」、所有地以外は、「なし」で、合計「7,696㎡」。非耕作地は「なし」。農地法第32条第1項各号の(遊休農地)及び、農地法第51条第1項各号の(違反転用)には「該当しない」。

47ページご覧ください。1-2権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況は、

- (1) 作付(予定)作物・作物別の作付け面積は「耕作計画書」のとおり、
- (2) 大農機具は「所有無し」。

(3) 農作業に従事する者①権利を取得しようとする者が個人である場合の農作業経験等の状況は「農作業歴30年」②世帯員等その他常時雇用している労働力(人)は「現在2人、○60年、○30年。」、③臨時雇用労働力(年間延人数)は「記載なし。」、④①～③の者の住所地、拠点となる場所等から許可を受けようとする土地までの平均距離又は時間は「車で5分」と記載されております。

48ページをご覧ください。次に、耕作計画書の記載事項についてご説明します。

【耕作計画書】現在耕作している農地の経営状況は自作地では「文旦(畑)：3,843㎡」、「小夏(畑)：1,281㎡」、「ニラ(畑)：2,572㎡」と記載されており、今回申請している農地の耕作計画は「ニラ(畑)：1,416㎡」と記載されております。【農地法第3条第2項第7号関係】についてはすべて「いいえ」と記載されており、その他の欄は記載されております。49ページをご覧ください。

【農地法第3条第2項第2号関係】と【農地法第3条第2項第3号関係】は記載されております。【農地法第3条第2項第4号関係】の4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況については、

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名は「○○○さん、○○さん、○○さん」、(2) 年齢は「○○歳、○○歳、○○歳」、(3) 主たる職業は「○○○兼農業、農業、○○○○○」、(4) 権利取得者との関係「本人、○、○」、(5) その者の農作業への従事状況は、①その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間は「1月～12月」、②その者が農作業に常時従事する期間も「1月～12月(○○90日、○300日、○30日)」。

【農地法第3条第2項第5号関係】5-1権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況は、(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計は「権利を有する農地の面積7,696㎡、権利を取得しようとする農地の面積1,416㎡ですが、貸人と借人は○○で同居、同一で農業経営をされており、合計は権利を有する農地の面積と同じ7,696㎡」と記載されております。

5-2権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)と、50ページに移り【農地法第3条第2項第6号関係】は記載されております。【農地法第3条第2項第7号関係】は「耕作計画書」のとおり」と記載されており、その耕作計画書の4の設問については周囲農地への影響についてすべて「いいえ」と記載されております。【農地法第3条第3項第2号関係】と【農地法第3条第3項第3号関係】は記載されております。

51ページをご覧ください。場所は、北原船戸地区で、国道56号線と県道土佐佐川線が交差する三叉路から北西側約30mとなっております。以上で説明を終わります。

会 長

はい、それでは地元委員さんのご意見を申し上げます。

森田委員

12番森田です。事務局の説明がありました通り親子でございまして、何ら問題無いと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

会 長

はい。地元委員からの報告が終わりました。引き続き、事務局から農地法第3条の審査基準に基づく、提出書類による審査について報告を求めます。

事務局次長

はい。それでは、農地法第3条第2項各号に規定する審査基準について、項目ごと

にご説明します。

まず、農地法第3条第2項第1号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において、耕作に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合には、許可することができない。』ことについては、農地法第3条の規定による許可申請書(別添)の1-1に記載の農地面積と農地基本台帳の農地面積が「7,696㎡」で一致し、申請地の面積が「1,416㎡」ですが、申請人は〇〇〇〇で同一生計のため、耕作に供すべき農地のすべては「7,696㎡」。現地調査により申請地は農地であり、耕作可能である。農地法第32条第1項各号及び農地法第51条第1項各号に該当する農地は存在しません。(別添)1-2の(1)及び耕作計画書に耕作状況が記載されており、すべての農地を耕作すると認められる。(別添)1-2の(2)の記載事項により、1-2の(1)に記載されている作物を耕作するための農機具の所有およびリースは認められませんが、必要とする際に農機具を借り上げて耕作をされているとのこと。1-2の(3)の記載事項により、申請地は住所地から近く、農作業に従事する者の数及び農作業経験については適当である。以上のことから、耕作に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項第1号には該当しないと考えます。

次に、農地法第3条第2項第2号の審査基準『農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合には、許可することができない。』ことについては、申請書の借人の氏名が個人名で、(別添)の2にも記載がされていないため借人は法人ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第3号の審査基準『信託の引受けにより権利が取得される場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の3に記載がされていないため、信託の引受けにより権利が取得される申請ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第4号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の4及び耕作計画書の3家族構成欄の記載事項により、一年間の農作業従事日数が150日以上であり農作業に常時従事すると認められるため、該当しないと考えます。

農地法第3条第2項第5号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等の取得後の合計農地面積が下限面積を下回る場合には、許可することができない。』ことについては、権利取得後において耕作の事業に供するの農地の面積の合計は「7,696㎡」となり、土佐市の下限面積4,000㎡以上となるため、該当しないと考えます。

農地法第3条第2項第6号の審査基準『農地等につき所有権以外の権限に基づいて耕作を行う者がその土地を貸し付け又は質入れしようとする場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の6に記載がされておらず、全部事項証明書及び農地基本台帳の照合により申請地は貸人所有の土地であり貸借もないことから、所有権以外の権限に基づいて耕作を行う者がその土地を貸し付け又は質入れしようとする場合の申請ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第7号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』ことについては、(別添)の7及び耕作計画書の4の記載事項、現地調査により周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと考え、該当しません。

以上が審査基準すべての項目別の判断及びその根拠であり、審査基準のいずれにも該当しないと考えますので審査をよろしく申し上げます。



台」を所有。

(3) 農作業に従事する者①権利を取得しようとする者が個人である場合の農作業経験等の状況は「農作業歴29年」②世帯員等その他常時雇用している労働力(人)は「現在2人、○20年、○50年」、③臨時雇用労働力(年間延人数)は「記載なし。」、④①～③の者の住所地、拠点となる場所等から許可を受けようとする土地までの平均距離又は時間は「約100m、徒歩約3分」と記載されております。

56ページをご覧ください。次に、耕作計画書の記載事項についてご説明します。

【耕作計画書】現在耕作している農地の経営状況は、自作地のみで「水稻(田)：683㎡、野菜(畑)：399㎡」、今回申請している2件の農地の耕作計画は「全て水稻で(田)：3,152㎡」と記載されております。【農地法第3条第2項第7号関係】についてはすべて「いいえ」と記載されており、その他の欄は記載されておられません。57ページをご覧ください。

【農地法第3条第2項第2号関係】と【農地法第3条第2項第3号関係】は記載されておられません。【農地法第3条第2項第4号関係】の4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況については、

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名は「○○さん、○○さん、○○さん」、(2) 年齢は「○○歳、○○歳、○○歳」、(3) 主たる職業は3人とも「農業」、(4) 権利取得者との関係「○○、○、○」、(5) その者の農作業への従事状況は、①その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間は「2月～11月」、②その者が農作業に常時従事する期間は「2月～11月(3名とも250日)」。

【農地法第3条第2項第5号関係】5-1権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況は、(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計は「権利を有する農地の面積1,082㎡、権利を取得しようとする農地の面積3,152㎡、合計4,234㎡」と記載されております。

5-2権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)と、58ページに移り【農地法第3条第2項第6号関係】は記載されておられません。【農地法第3条第2項第7号関係】は「耕作計画書」のとおり」と記載されており、その耕作計画書の4の設問については周囲農地への影響についてすべて「いいえ」と記載されております。【農地法第3条第3項第2号関係】と【農地法第3条第3項第3号関係】は記載されておられません。

場所につきましては、蓮池北田地区で、番号18は、コンビニエンスストアファミリーマート土佐蓮池店の北西側約150m、番号19は同じく北西側約200mとなっております。

会 長 それでは、地元委員さんのご意見をお願いします。

久保委員 10番久保です。先ほどの事務局の説明通り、問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 はい。地元委員からの報告が終わりました。引き続き、事務局から農地法第3条の審査基準に基づく、提出書類による審査について報告を求めます。

事務局次長 はい。それでは、農地法第3条第2項各号に規定する審査基準について、項目ごと

にご説明します。

まず、農地法第3条第2項第1号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において、耕作に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合には、許可することができない。』ことについては、農地法第3条の規定による許可申請書(別添)の1-1に記載の農地面積と農地基本台帳の農地面積が「1,082㎡」で一致し、2件の申請地の合計面積が「3,152㎡」であるため、耕作に供すべき農地のすべては「4,234㎡」。現地調査により申請地は農地であり、耕作可能である。農地法第3条第2項第1項各号及び農地法第51条第1項各号に該当する農地は存在しません。(別添)1-2の(1)及び耕作計画書に耕作状況が記載されており、すべての農地を耕作すると認められる。(別添)1-2の(2)の記載事項により、1-2の(1)に記載されている作物を耕作するための農機具を所有していると認められる。1-2の(3)の記載事項により、申請地は住所地から近く、農作業に従事する者の数及び農作業経験については適当である。以上のことから、耕作に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項第1号には該当しないと考えます。

次に、農地法第3条第2項第2号の審査基準『農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合には、許可することができない。』ことについては、申請書の譲受人及び借人の氏名が個人名で、(別添)の2にも記載がされていないため譲受人及び借人は法人ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第3号の審査基準『信託の引受けにより権利が取得される場合には、許可することができない。』ことについては、2件とも(別添)の3に記載がされていないため、信託の引受けにより権利が取得される申請ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第4号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合には、許可することができない。』ことについては、2件とも(別添)の4及び耕作計画書の3家族構成欄の記載事項により、一年間の農作業従事日数が150日以上であり農作業に常時従事すると認められるため、該当しないと考えます。

農地法第3条第2項第5号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等の取得後の合計農地面積が下限面積を下回る場合には、許可することができない。』ことについては、権利取得後において耕作の事業に供するの農地の面積の合計は、「4,234㎡」となり、2件合わせると土佐市の下限面積4,000㎡以上となるため、該当しないと考えます。

農地法第3条第2項第6号の審査基準『農地等につき所有権以外の権限に基づいて耕作を行う者がその土地を貸し付け又は質入れしようとする場合には、許可することができない。』ことについては、2件とも(別添)の6に記載がされておらず、全部事項証明書及び農地基本台帳の照合により申請地は譲渡人所有の土地であり貸借もないことから、所有権以外の権限に基づいて耕作を行う者がその土地を貸し付け又は質入れしようとする場合の申請ではないと考え、該当しません。

農地法第3条第2項第7号の審査基準『権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合には、許可することができない。』ことについては、2件とも(別添)の7及び耕作計画書の4の記載事項、現地調査により周辺の地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと考え、該当しません。

以上が審査基準すべての項目別の判断及びその根拠であり、審査基準のいずれにも該当しないと考えますので審査をよろしく申し上げます。

会 長	はい、それでは他の委員さんのご意見をお願いします。
委 員	(異議無しという多数意見あり)
会 長	異議なしでお諮りをします。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の件、番号18と19について申請通り許可することにご異議ございませんか。
委 員	(異議無しという多数意見あり)
会 長	異議無しで決定になりました。それでは、議案第3号、非農地証明願承認の件、番号30を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局次長	<p>それでは、60ページをご覧ください。議案第3号、非農地証明願承認の件、番号30をご説明します。</p> <p>願人住所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、氏名「〇〇〇〇〇」さん。申請地は大字「甲原」、字・地番は「ヲタシ越〇〇〇〇〇〇」、台帳地目は「畑」、地積は「69㎡」、非農地となった時期は「平成元年頃から」、現在の利用状況及び現況につきましては「原野」、非農地となった理由は「耕作不適のため【面積が狭く、周囲は原野に囲まれており、農機具の搬入が困難なため。】」という事です。今後の利用計画は「なし」。願い人から始末書が提出されておりますので読み上げます。「現地については、本来農地として利用すべきでしたが、周辺部が原野となり進入路も無く、農業機械の設備不足もあり耕作を放棄してしまいました。今後は、このような事のないように充分気を付けて参ります。」という事です。</p> <p>61ページご覧ください。場所につきましては、甲原大川内地区でローソン土佐甲原店の西側約750mとなっております。以上で説明を終わります。</p>
会 長	それでは、地元委員さんのご意見をお願いします。
森田委員	12番森田です。ここも先ほどの事務局が説明しました通り、原野でございますので農地に復元は無いと思いますので、よろしくをお願いします。
会 長	はい、それでは他の委員さんのご意見をお願いします。
委 員	(異議無しという多数意見あり)
会 長	異議なしでお諮りをします。議案第3号、非農地証明願承認の件、番号30について申請通り承認することにご異議ございませんか。
委 員	(異議無しという多数意見あり)
会 長	異議無しで決定になりました。







会 長

異議無しで決定になりました。続いて、議案第4号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等に関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長

議案第4号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等に関する件についてご説明します。今回は71ページから77ページに掛けて掲載しております。それでは、令和元年8月9日付31土農林第558号により、土佐市長から土佐市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により当委員会に諮問があがっております2件と、高知県農業公社から出されております、農地中間管理事業に係る農地集積計画申出書1件について、順を追ってご説明します。

それでは整理番号31-35をご説明します。71ページをご覧ください。

整理番号31-35、『新規認定』、利用権の設定をする者「〇〇〇〇」さん、住所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、地区「新居」、利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」さん、住所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、地区「新居」、利用権を設定する土地は「農用地区域内」で場所は「新居」、字・地番は「学校前〇〇〇〇〇〇」他4筆、地目は全て「田」、面積は5筆合計で「4,419㎡」、期間は「令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日」、存続期間「10年間」、借賃総額(年額)は「〇円」、利用権の種類は「使用貸借」です。

次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況について、ご説明します。

氏名「〇〇〇〇」さん、性別「男」、生年月日「昭和〇〇年〇〇月〇〇日」、年齢「〇〇歳」、農作業従事日数は「300日」、利用権の設定を受ける土地の面積は「4,419㎡」、利用権の設定を受ける者が現に耕作している自作地「0㎡」、借入地「2,200㎡」で、経営面積は「6,619㎡」、主たる作目は「ユリ」、世帯員は「男1人、女1人」で農業従事者は「2人」のうち15歳以上60歳未満のものは「2人」となっております。

場所につきましては、新居地区で新居小学校の東側で、1100番は約300m、その他は約150mとなっております。以上で説明を終わります。

会 長

それでは、地元委員さんのご意見をお願いします。

坂本委員

8番坂本です。これは〇〇〇〇〇さんところの〇〇〇〇〇のもんですので、何ら問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

はい。地元委員さんの報告が終わりました。それでは、整理番号31-35の農用地利用集積計画が農業経営基盤強化法に定められた要件に該当するか否か事務局から報告をお願いします。)

事務局次長

それではご説明させていただきます。

農業基盤強化促進法第17条第2項の規定の『同意市町村は市街化区域においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする』については、土佐市は市街化調整区域を定めていないため、市街化区域が存在しないことから該当しません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の『農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること』については、土佐市農用地利用集積計画が土佐市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に適合していると判断しております。



「使用貸借」です。

次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況について、ご説明します。

氏名「〇〇〇〇」さん、性別「男」、生年月日「昭和〇〇年〇月〇〇日」、年齢「〇〇歳」、農作業従事日数は「300日」、利用権の設定を受ける土地の面積は「1,381㎡」、利用権の設定を受ける者が現に耕作している自作地、借入地とも「0㎡」で、経営面積は「1,381㎡」、主たる作目は「青ネギ」、世帯員は「男2人、女3人」で農業従事者は「1人」でうち15歳以上60歳未満のものは「1人」となっております。

場所につきましては、高岡町鳴川地区で土佐公園グラウンドの北側約450mとなっております。以上で説明を終わります。

会 長

それでは、地元委員さんのご意見をお願いします。

事務局次長

この件も、石元博昭さんの担当する所管でございます。石元委員さんの方からは、特に問題は無いのでよろしく申し上げます、という報告がありました。説明を終わります。

会 長

はい。地元委員さんの報告が終わりました。それでは、整理番号31-36の農用地利用集積計画が農業経営基盤強化法に定められた要件に該当するか否か事務局から報告をお願いします。)

事務局次長

それではご説明させていただきます。

農業基盤強化促進法第17条第2項の規定の『同意市町村は市街化区域においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする』については、土佐市は市街化調整区域を定めていないため、市街化区域が存在しないことから該当しません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の『農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること』については、土佐市農用地利用集積計画が土佐市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に適合していると判断しております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のイと土佐市基本構想アの(ア)『耕作すべき農用地のすべてを効率的耕作を行うと認められること』については、農地基本台帳の耕作面積と集積計画書の利用権の設定を受ける者が現に耕作している面積が同じとなっており、利用権を設定する土地についても耕作可能、また農機具の確保もされていることから、耕作すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められると判断しております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のロと土佐市基本構想アの(イ)『耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること』については、集積計画書の利用権の設定を受ける者の農作業の従事日数が「300日」と記載されておりますので、年間150日以上であるため、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められると判断しております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、同条第2項第6号に規定する者ではないため該当しないと考えます。

次に、農業経営基盤強化法第18条第3項第3号の『関係権利者の同意を受けていること』については、利用権を設定する者への聞き取り、農地基本台帳との照合により、小作人は存在しない。全部事項証明書により、共有者の存在もない。このため、利用者の設定を受ける者、設定をする者から同意印を受けており、関係権利者の同意を受けていると判断いたしました。以上が、農業経営基盤強化法及び土佐市基本構想

に規定する要件に基づく判断とその根拠となっておりますので、事務局の考えについて委員さんのご意見ををお願いします。

会 長 はい、それでは他の委員さんのご意見ををお願いします。

委 員 (異議無しという多数意見あり)

会 長 異議なしでお諮りをします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等に関する件、整理番号31-36について、申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議無しという多数意見あり)

会 長 異議無しで決定になりました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等に関する件の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画申請書について説明をお願いします。

事務局次長 それではご説明させていただきます。75ページをご覧ください。

令和元年8月9日付け元高農公第226号で、農地中間管理事業に係る農地集積計画申出書が高知県農業公社から出されております。

76ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は「公益財団法人高知県農業公社 理事長 杉村充孝」、利用権の設定をする者は「〇〇〇」さん、住所「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、利用権を設定する土地は大字「用石」、字・地番は「西ノ土居〇〇〇〇〇」、登記地目は「田」、現況地目は「畑」、面積は「2,123㎡のうち1,036㎡」。利用権の種類は「賃借権」、設定する期間は「令和〇年〇月〇日」から「令和〇年〇月〇日」まで、10a当たり借賃及び借賃総額(年額)は合計で「〇〇〇〇〇〇〇円」。借賃の支払い方法は「第1回目は〇〇〇〇年〇月〇日に、2回目以降は同時期に同額を公社指定の口座に振込」、当事者間の法律関係は「賃貸借」となっております。場所につきましては、77ページのとおり高石用石地区で土佐市花卉農協の北東側約160mとなっております。以上で説明を終わります。

会 長 それでは、地元委員さんのご意見ををお願いします。

森岡委員 9番森岡です。今の事務局から説明がありました通り、何ら問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 はい、それでは他の委員さんのご意見ををお願いします。

委 員 (異議無しという多数意見あり)

会 長 それではお諮りをします。設定をする者のお名前が〇〇〇さんの件、この件について申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議無しという多数意見あり)

会 長

異議無しで決定になりました。続きまして、議案第5号、土佐市農業振興地域整備計画の変更に関する件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局次長

はい。議案第5号、土佐市農業振興地域整備計画の変更に関する件、令和元年8月26日付31土農林第581号で市長から土佐市農業振興地域の整備計画の変更案について協議が提出されております。内容につきましては農林業振興課、山口課長補佐から説明させていただきます。

－農林業振興課、山口課長補佐兼農林業振興班長が内容を説明した－

会 長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございませんか。特に無いようでありましたら、議案第5号、土佐市農業振興地域整備計画の変更に関する件について、原案通り承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議無しという多数意見あり)

会 長

異議無しで決定になりました。続きまして、議案第6号、農地の形状変更指導要綱(案)に関する件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局次長

はい、それでは本日お配りしました資料をご覧ください。

(資料により説明)

会 長

この件については、委員のみなさんに資料を持ち帰ってもらい、来月以降に意見をいただくなどし、良い制度にしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

以上で本日の議案は終了です。お疲れさまでした。

以上、この議事録が正確であることを証します。

会 長

12番

13番